附則第十七条中「新法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「新令第三十九条の四十五の三」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の六」に改め、同条の表第一項の項及び第二項の項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の五第六項」に改め、同表第三項第五号の項中「第六十八条の十五の三第一項第七号」を「第六十八条の十五の六第一項第七号」に改める。

附則第二十条中「は、新法」を「は、改正法第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新法」という。）」に、「における新令」を「における租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令」に、「金額」を「除く。）」に改める。

第三十四条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「「規定並びに」を「法第十条第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第一項」と、「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」と、「、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定並びに」に、「規定、」を「並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、」に、「第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」を「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項」に改め、同条第二項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令（以下この項並びに次条第一項及び第二項において「平成二十五年新租税特別措置法施行令」という。）」に、「第五条の六まで」を「第五条の六の四まで」に、「、新令」を「、平成二十五年新租税特別措置法施行令」に、「及び第五条の六第五項」を「、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項及び第五条の六の四第二項」に改め、同条第四項中「おける」の下に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）による改正後の」を、「平成二十三年政令第百十二号」の下に「。以下この項及び次条第二項において「平成二十五年新震災特例法施行令」という。」を加え、「第十二条の三の二まで」を「第十二条の三の三まで」に、「同令」を「平成二十五年新震災特例法施行令」に、「第十二条の二の二第二項」を「第十二条の二の二第三項、第十二条の二の三第二項」に、「及び第十二条の三の二第三項」を「、第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第三項」に改める。

附則第五条第一項中「改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「新令」を「平成二十五年新租税特別措置法施行令」に改め、同条第二項中「改正法第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」に改め、「。以下「新震災特例法」という。」を削り、「第十条の三の二まで」を「第十条の三の三まで」に、「新法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百七号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）」を「平成二十五年新震災特例法施行令」に改め、同項の表第一項の

第一項	規定を	規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第七条によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項及び第四項の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第百二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十八条第二項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の二の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定を
	同法	所得税法
	事業所得の金額の	事業所得の金額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用があり、かつ、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十二条の二第四項第一号又は第三号に掲げる場合に該当するときは、不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額）の

附則第五条第二項の表第二項の項中「第十条の二の二第三項又は第四項の規定」の下に「、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定」を加え、「及び震災特例法第十条の三の二第一項」を「、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項」に改め、同表第三項の項中「震災特例法第十条の三第五項の規定及び震災特例法第十条の三の二第四項」を「震災特例法第十条の二の三第九項の規定、震災特例法第十条の三第五項の規定、震災特例法第十条の三の二第四項の規定及び震災特例法第十条の三の三第四項」に、「及び第四項（避難解除区域」を「及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二の三第三項及び第四項（避難解除区域等」に、「並びに同法第十条の三の二第一項（避難解除区域」を「、同法第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三の三第一項（避難解除区域等」に改める。

附則第十三条第一項中「新法第四十二条の十三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第四十二条の十三」に、「新令第二十七条の十三」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令（次項において「平成二十五年新租税特別措置法施行令」という。）第二十七条の十三」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に、「新法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「新令」を「平成二十五年新租税特別措置法施行令」に、「新震災特例法施行令」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定」に、「を含む」を「及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定及び」に、「第十七条の二の二第九項」を「第十七条の二の二第十二項」に、「震災特例法第十七条の三第五項の規定及び」を「震